

民事訴訟法

(問題)

2024年度

注意事項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 (80 点)

次の〔事案〕について、あとの〔設問〕に答えなさい。

〔事案〕

ともに都内に主たる営業所を有する建築業者Xと建材業者Yは、継続的な取引関係にあったところ、2020年5月にXはYとの間で倉庫の新築工事を報酬2,000万円で購入した(以下、「本件請負契約」という。)。本件請負契約において、報酬は着工時に1,000万円を支払い、残金は引渡時に支払うことになっており、Yは着工時に1,000万円を支払った。Xは、同年10月に倉庫を完成しYに引き渡し、残報酬1,000万円の支払を求めた。ところが、Yは、今は資金繰りが厳しいので、少しの間支払を猶予して欲しい旨を述べ、報酬の支払を拒んだ。そこで、Xは、これまでの取引関係もあることから、翌年5月まで支払を猶予したが、6月に至ってもYからの支払はなかった。

そのため、Xは、Yの資金状況がさらに悪化することをおそれ、Yを被告として、東京地方裁判所に、本件請負契約の残報酬1,000万円の支払を求める訴えを提起した。このXの請求に対し、Yは、口頭弁論期日において、残報酬1,000万円の存在を争うと同時に、仮にそれが存在していたとして、別途Xに対して有していた1,200万円の建材の売買代金(以下、「本件売買代金」という。)債権を自働債権として対等額で相殺する旨主張した。このYの主張に対してXは、本件売買代金に関しては全額支払済みであると主張した。

審理の結果、東京地方裁判所は、本件請負契約に基づく残報酬は1,000万円であること、本件売買代金に関しては500万円が支払済みであり、残額は700万円であることをそれぞれ認定したうえ、同額(700万円の売買代金債権)を自働債権とする相殺を認め、Yに300万円の支払を命じる一部認容判決を下し、この判決(以下、「本件判決」という。)は確定した。

この本件判決の確定後、Yは、Xを被告として、東京地方裁判所に、相殺に供した本件売買代金債権の残部200万円(本件請負契約に基づく1,000万円の残報酬債権と、相殺に供した本件売買代金債権1,200万円の差額)の支払を求める訴え(以下、「後訴」という。)を提起した。

〔設問〕

裁判所は、この後訴をどのように扱うべきか。確定した本件判決の既判力がXの請求及びYの相殺の抗弁との関係で、どのように生じているかを明らかにしたうえで、論じなさい。なお、本件訴えにおける一部認容判決の可否については論じなくてよい。

〔以下余白〕